参考資料３

令和５年 11 月 20 日

半田市長　久世　孝宏　様

常滑市長　伊藤　辰矢　様

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
評価委員会委員長　竹　内　一　浩

意　　見　　書

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の第１期中期目標（案）に対する地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 25 条第３項の規定による地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第 25 条第１項の規定により設立団体の長が定める中期目標については、別添の案のとおり定めることが適当であると判断する。

なお、中期目標を定め、機構に指示するにあたり、次の点について、留意すること。

・経営統合を成功させるためには、知多半島総合医療センター及び知多半島りんくう病院(以下「両病院」という。)の機能分担が最も重要であることから、中期目標を達成するための中期計画を定めるにあたっては、機構が運営する両病院がそれぞれ担う役割・機能を明確に記載すること。

以上